

中国子会社の再編・撤退 (5) - 撤退① 持分譲渡 -

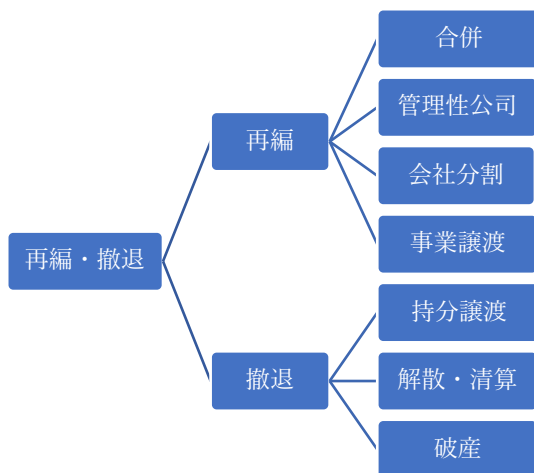


弁護士法人大江橋法律事務所
弁護士 松本 亮

PROFILE

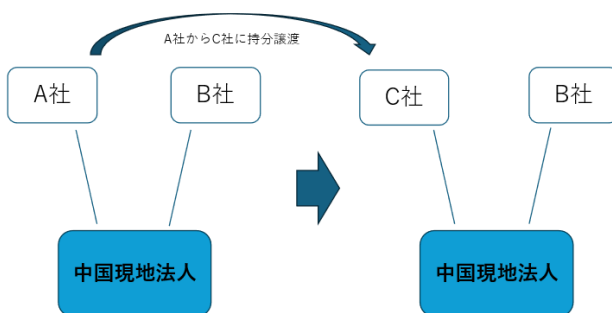
第1 はじめに

前回までの再編に引き続き、今回からは撤退についてである。近時、中国の経済状況の変化に伴い、中国からの撤退を選択する会社も増加している。撤退の場合に最も早くかつ簡便な方法は、持分譲渡による撤退である。すなわち日本の親会社が有する中国子会社の持分（株式）を他者に譲渡することにより、中国子会社を切り離す方法である。



第2 持分譲渡のメリット・デメリット

持分譲渡とは、自己が有する子会社の持分を他者に対して譲渡することをいう。例えばA社とB社による合併会社があったとして、A社が合併会社から撤退したいと考えた場合に、C社に対して合併会社の持分を譲渡することにより、A社が合併会社を切り離すことができることとなる。



持分譲渡の最も大きなメリットは手続が早くかつ簡便であることである。譲渡する方にとっては工商変更登記さえ行えば対象会社を切り離すことができる。従業員は対象会社で雇用されたまま、持分が譲渡されるだけであるためいわゆる経済補償金は理論上発生しない。しかし以下のとおりいくつかのデメリットは存在する。

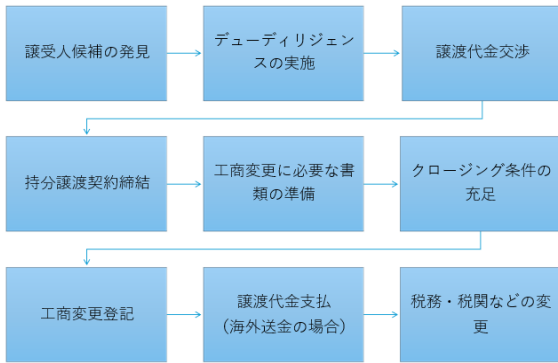
まず最も大きなデメリットは、いくら簡便な方法とはいえ、持分を譲り受ける相手方がいなければ手続を進めることができないことである。中国現地法人の事業価値が高い場合には譲受人候補が複数出てくる可能性もあるが、撤退を考えるような場合には、事業がなかなかうまくいっておらず買い手がつかないというケースもある。

次に譲受人候補が出てきたとしても、すぐに持分譲渡契約を締結できるわけではない。通常であれば、譲受人候補者は一定程度時間をかけて専門家に依頼してデューディリジェンスを実施し、対象会社の問題点を発見することとなる。このデューディリジェンスに応じて対象会社の情報を開示していく必要がある。また譲受人は持分譲渡契約においてデューディリジェンスでの発見事項をカバーするよう作成していくこととなるため、場合によっては対象会社のリスクが発生した場合の特別補償などを譲渡人が負担しなければならない場合もある。

最後に合併相手が中国の国有企業である日中合併企業において、当該合併相手に日本企業の有する合併企業の持分を購入してもらう場合があるが、その場合には、いわゆる国有資産評価が必要となり、通常の持分譲渡に比べて時間を要することがあるというデメリットもある。

第3 持分譲渡の手続

持分譲渡手続の主な流れは以下のとおりである。



中国の場合には、工商変更登記が完了すれば株主が変更したことになるため、本来はそれまでに譲渡代金の支払を受けることが望ましいが、中国では外貨管理の規制のため、工商変更登記が完了してはじめて日本に対して送金できることになる。そのため、持分を譲渡する日本企業にとっては、最後まで支払を受けることができるのかが気になるところである。このようなリスクを少しでも低減するため、中国国内にエスクロー口座を開設し、譲受人が譲渡代金を支払っておき、クロージングまでプールしておくこともある。

2020年1月に外商投資法が施行されるまで、中外合弁企業の場合には商務部門における批准が必要とされていた。しかし現在は中外合弁企業についても会社法が適用されるため、そのような批准は必要とされなくなった。

なお、現在の会社法では、持分譲渡にあたり他の株主の過半数の同意が必要とされているが、2024年7月1日から施行される改正会社法においてはそのような同意は必要とされなくなる。ただし持分譲渡しようとする株主は、他の株主に対して、譲渡の数量、価格、支払方法及び期限などの事項について書面で通知しなけ

ればならないとされており、通知を受けた他の株主は同等の条件での優先購入権があるとされている。ただし書面の通知を受領してから30日以内に返信をしない場合には、優先購入権を放棄したものとみなされる。

第4 持分譲渡の注意点

1. 持分譲渡に伴う諸々の変更

持分譲渡に伴い、法定代表者、董事、監事といった高級管理職を変更する必要が生じる。また親会社の名称を使用している場合には、名称変更が必要になる場合もある。さらに定款についても変更が必要になるため、持分譲渡の際にはこれらの手続を同時に行えるよう予め準備を行う必要がある。

2. 持分譲渡につき発生する税金

持分譲渡契約書に貼付する印紙税を除き、持分譲渡にあたり譲渡人に企業所得税が課されることになる。日本の会社が他の日本の会社に中国子会社の持分を譲渡する場合、日本において取引が完結してしまうため、当該企業所得税の納付を忘れがちである。また当事者間で合意した譲渡価格であっても、税務署から譲渡価格が適正ではないとの指摘を受け、税務署が考える本来の譲渡価格と実際の譲渡価格の差額について企業所得税を納税するよう求められる場合もある。

3. 従業員対応

持分譲渡は本来従業員の雇用契約に影響がないため、経済補償金は発生することはない。しかし日系企業であるということに誇りを持って長年仕事をしてきた従業員が多い場合には、日系以外の第三者に持分を譲渡すると決まった場合に、ストライキや経済補償金の要求をしてくるようなケースもある。いかに従業員を説得してうまく持分譲渡に持っていかも実務上極めて重要なポイントとなる。

以上

具体的な事案に関するお問い合わせ ☒ メールアドレス : info_china@ohebashi.com

本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋、海外は上海にオフィスを構えており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスを想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせていただきます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターのみに依拠されるべきでなく、必要に応じて別途弁護士のアドバイスをお受け頂ければと存じます。